

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名
令和8年度庁舎機械警備等業務（沖縄職業総合庁舎他3庁舎）
- (2) 仕様
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行場所
沖縄職業総合庁舎（那覇市おもろまち1-3-25）
沖縄労働総合庁舎（沖縄市住吉1-23-1）
名護公共職業安定所（名護市東江4-3-12）
宮古公共職業安定所（宮古島市平良字下里1020）
- (4) 履行期間
令和8年4月1日～令和9年3月31日

2. 競争に参加できるものの資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
- (2) 令和7・8・9年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)の九州・沖縄地域において「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされる者。
- (3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者
- (5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかった者でないこと。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険
④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。（常用労働者数40人未満の企業は除く）
- (8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- (9) 「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。（常用労働者数101人未満は除く）
- (10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (11) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (12) 沖縄県公安委員会より警備業法第4条の警備業認定を受けた者、又は沖縄県公安委員会に警備業法第9条の営業所設置等届出をした者であること。警備業法40条に基づく機械警備業務の届出を行っていること。

3. 入札説明及び入札参加申込みをする日時及び場所

(1) 入札説明書及び仕様書の交付日時等

日時 令和8年2月18日(水)～令和8年3月4日(水) 9:00～17:00(土日祝日除)

場所 沖縄労働局総務部総務課 会計第一係

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

- (2) 入札を希望する者は、入札説明書・仕様書の交付を受け令和8年3月4日(水) 17:00までに入札参加申込みを終了すること。また、下記4(1)により、紙入札を希望する者は、「紙入札参加願」を沖縄労働局総務部総務課会計第一係に提出すること。

4. 入札

- (1) 本案件は電子調達システムにて行う。なお、電子調達システムにより入札しがたい者は、発注者に申し出た場合に限り、紙入札方式に変えることができる。

(2) 入札書提出期限及び場所

日時 令和8年3月5日(木) 12:00まで

場所 紙入札により行う場合については、沖縄労働局総務部総務課会計第一係へ提出

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

5. 開札

日時 令和8年3月5日(木) 14:00

場所 沖縄労働局総務部総務課

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

6. その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (2) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (3) 入札の無効

上記2の競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (4) 入札者の記載金額について

落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、契約期間中に最低賃金額が改定される可能性があることも考慮して金額を算出すること。

- (5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続きにおける交渉の有無 無

- (7) 契約書の作成の有無 有 ※原則、契約書の締結は電子契約によること。

- (8) 積算内訳書の作成の有無 有

- (9) 詳細は入札説明書・仕様書による。

(10) 入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(11) 押印の省略（紙契約書以外）

担当者から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。また押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

(12) 問い合わせ先

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1（那覇第2地方合同庁舎1号館4階）
沖縄労働局総務部総務課会計第一係 担当 桃原
電話（098）868-4003

以上公告する。

令和8年2月18日

支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長 松原 大

入札説明書

令和8年度庁舎機械警備等業務（沖縄職業総合庁舎他3庁舎）の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長 松原 大

2. 競争入札に付する事項

(1) 調達案件名

令和8年度庁舎機械警備等業務（沖縄職業総合庁舎他3庁舎）

(2) 仕様

詳細は仕様書による

(3) 履行場所

沖縄職業総合庁舎（那覇市おもろまち 1-3-25）

沖縄労働総合庁舎（沖縄市住吉 1-23-1）

名護公共職業安定所（名護市東江 4-3-12）

宮古公共職業安定所（宮古島市平良字下里 1020）

(4) 履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3. 競争に参加できるものの資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。

(2) 令和7・8・9年度一般競争参加資格（全省庁統一資格）の九州・沖縄地域において「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」、又は「D」の等級に格付けされる者。

(3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。

(4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者。

(5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかった者でないこと。

(6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険

④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

(7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。（常用労働者数40人未満の企業は除く）

(8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

(9) 「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。（常用労働者数101人未満は除く）

(10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(11) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

(12) 沖縄県公安委員会より警備業法第4条の警備業認定を受けた者、又は沖縄県公安委員会に警備業法第9条の営業所設置等届出をした者であること。警備業法40条に基づく機械警備業務の届出を行っていること。

4. 入札説明及び入札参加申込みをする日時及び場所

(1) 入札説明及び仕様書の交付日時

日時 令和8年2月18日(水)～令和8年3月4日(水) 9:00～17:00(土日祝日除)

場所 沖縄労働局総務部総務課 会計第一係

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

(2) 入札を希望する者は、入札説明書及び仕様書の交付を受け、令和8年3月4日(水)

17:00までに説明書の指定する提出書類を提出し入札参加申込みを終了すること。

また、下記5(1)により、紙入札を希望する者は、「紙入札参加願」を沖縄労働局総務部総務課会計第一係へ提出すること。

5. 入札

(1) 本案件は電子調達システムにて行う。なお、電子調達システムにより入札しがたい者は、発注者に申し出た場合に限り、紙入札方式に変えることができる。

(2) 入札を行う場合、電子調達システムによる場合は別紙7により、紙入札による場合は、別紙8により沖縄労働局総務部総務課会計第一係に提出すること

(3) この入札に参加を希望する者は、入札参加申込書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない(別紙2, 2-2)

(4) 入札書提出期限及び場所

日時 令和8年3月5日(木) 12:00まで

場所 紙入札により行う場合については、沖縄労働局総務部総務課会計第一係へ提出

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎4階)

6. 開札

(1) 開札日時及び場所

日時 令和8年3月5日(木) 14:00

場所 沖縄労働局総務部総務課

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は開札時刻には端末の前で待機しておくものとする

(3) 紙による入札の場合

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(4) 再入札の取扱

開札した場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内での入札がないときは再度入札を行うものとする。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。

7. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(3) 入札の無効

上記3の競争参加資格のない者のした入札、5(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったとき、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札に関する条件に違反した入札とは、入札説明書、仕様書及び配布書類に示された内容に違反する入札をいう。

(4) 入札者の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、契約期間中に最低賃金額が改定される可能性があることを考慮し、警備業務の履行確保に支障が生じることのないよう十分配慮の上、金額を算出すること。

(5) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) 契約書の作成の有無 有

※原則、契約書の締結は電子契約によること。

(8) 積算内訳書の作成の有無 有

(9) 入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(10) 問合せ先

〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1（那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階）
沖縄労働局総務部総務課会計第一係 担当 桃原
電話（098）868-4003

一般競争入札参加申込書（電子調達システム入札・紙入札業者共用）

1. 件名：令和8年度庁舎機械警備等業務（沖縄職業総合庁舎他3庁舎）

2. 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項について

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。 はい・いいえ

(2) 令和7・8・9年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)における等級
九州・沖縄地域「役務の提供」 「 」等級

(3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。 はい・いいえ

(4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者。 はい・いいえ

(5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、
または記載をしなかった者ではないこと。 はい・いいえ

(6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥
については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険

④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

はい・いいえ

(7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率を達成していること、
又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて
て障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。(常用労働者数40人未満の企業は対象外) はい・いいえ
・対象外

(8) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条に基づく
高齢者雇用確保措置を講じていること。 はい・いいえ

(9) 「一般事業主行動計画」、を策定し都道府県労働局に届け出ていること。

ア「次世代育成支援対策推進法」(常用労働者数101人未満の事業主は対象外) はい・いいえ・対象外

イ「女性活躍推進法」(常用労働者数101人未満の事業主は対象外) はい・いいえ・対象外

*事業所の常用労働者の人数 常用労働者数()人

(10) 沖縄県公安委員会より警備業法第4条の警備業認定を受けた者、又は沖縄県公安委員会に同第9条
の営業所設置等届出をした者。警備業法40条に基づく機械警備業務の届出を行っている者

はい・いいえ

3. 厚生労働省所管法令に関する申告について

下記(1)から(4)の内容について誓約いたします。

この誓約に虚偽があつたことが判明した場合又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場
合には、契約が解除されることなど当方が不利益を被ることになつても、異議は一切申し立てません。

(1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(2) 過去1年間に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受
け又は送検されていないこと。

(3) 契約締結後、当社は又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受
け又は送検された場合には、速やかに報告すること。

(4) 上記(1)～(3)について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様
であること。

令和

年 月 日

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

誓約書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所(又は所在地)
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

役員名簿

役員氏名	生年月日
	大正 昭和 年 月 日 平成

参考様式です。役員一覧と各役員の生年月日がわかる一覧であれば別様式でも可

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日
住 所
商 号
代表者

支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長 殿

※直近の納付事実を確認できるもの（領収等の写し）を添付して下さい。

紙入札参加願

弊社は、下記入札案件における電子調達システムを利用しての入札に参加できないため、紙入札方式での入札参加を希望します。

理由

[]

記

件名 令和8年度庁舎機械警備等業務（沖縄職業総合庁舎他3庁舎）

令和 年 月 日

参加者 住所

商号

氏名

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長 殿

3. 紙入札業者情報

※(1)～(13)まで、空欄の無いよう記入すること。

(1) 資格審査登録番号	
(2) 企業名称	
(3) 住所・郵便番号	〒
(4) 代表者氏名	
(5) 代表者役職	
(6) 代表電話番号	
(7) 代表FAX番号	
(8) 担当者所属名称	
(9) 担当者氏名	
(10) 担当者所属住所等	〒
(11) 担当者電話番号	
(12) 担当者FAX番号	
(13) 担当者メールアドレス	

入 札 書

入 札 金 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
件 名	令和 8 年度庁舎機械警備等業務（沖縄職業総合庁舎他 3 庁舎）								
<p>上記の金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって請負いたしますので、ご提示の仕様書及び契約条項、ご指示の事項を承知して入札いたします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">入札者 住 所 商 号 氏 名 (代理人氏名)</p> <p>支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長 殿</p>									

入札内訳書

件名：令和8年度庁舎機械警備等業務(沖縄職業総合庁舎他3庁舎)

対象施設	①警備料月額(税抜)		②機器費用月額(税抜)		③諸経費月額 (税抜)	月額(税抜) (①+②+③)	年額(税抜)
	管制料	対処保守料	機器設置	撤去費用			
沖縄職業総合 庁舎							
沖縄労働総合 庁舎							
名護公共職業 安定所							
宮古公共職業 安定所							
						合計金額 (税抜き)	

業者名

電子調達システムによる場合の提出書類

令和8年3月4日（水）17：00まで

1. 一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）（別紙1）
2. 誓約書（別紙2，2-2）
3. 令和7・8・9年度一般競争参加資格の種類「役務の提供」九州・沖縄地域の競争参加資格の写し
4. 保険料納付に係る申立書（別紙3）及び直近の納付事実を確認できるもの（領収書等）
*上記に代えて「社会保険料納入確認書」（証明可能な直近の過去2年間対象期間とすること）及び「労働保険証明願い」（2保険年度に支払うべき労働保険料分）でも可
5. 障害者雇用状況報告書の写し（直近のもの）（常用労働者数40名以上の場合）
6. 高齢者雇用状況報告書の写し、報告対象となっていない者は就業規則の写し
7. 一般事業主行動計画策定届の写し「次世代育成支援対策推進法」、イ「女性活躍推進法」（常用労働者数101名以上の場合）
8. 警備業法40条の機械警備業務の届出を行っていることを示す書面

※上記1から8までの添付書類をスキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにより添付し、提出すること。

令和8年3月5日（木）12：00まで

1. **入札内訳書（別紙5-2）**をスキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにより添付し、送信すること。

紙入札による場合の提出書類・手続

令和8年3月4日(水) 17:00 まで

1. 一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）（別紙1）
2. 誓約書（別紙2， 2-2）
3. 令和7・8・9年度一般競争参加資格の種類「役務の提供」九州・沖縄地域の競争参加資格の写し
4. 保険料納付に係る申立書（別紙3）及び直近の納付事実を確認できるもの（領収等）
*上記に代えて「社会保険料納入確認書」（証明可能な直近の過去2年間対象期間とすること）及び「労働保険証明願い」（2保険年度に支払うべき労働保険料分）でも可
5. 障害者雇用状況報告書の写し（直近のもの）（常用労働者数40名以上の場合）
6. 高齢者雇用状況報告書の写し、報告対象となっていない者は就業規則の写し
7. 一般事業主行動計画策定届の写し ア「次世代育成支援対策推進法」、イ「女性活躍推進法」（常用労働者数101名以上の場合）
8. 紙入札参加申込書（別紙4、別紙4-2）
9. 警備業法40条の機械警備業務の届出を行っていることを示す書面

令和8年3月5日(木) 12:00 まで

10. 入札書（別紙5）
 11. 入札内訳書（別紙5-2）
 12. 委任状（別紙6）（代理人入札の場合）
- } ※10. 11. 12 は封筒に入れて提出

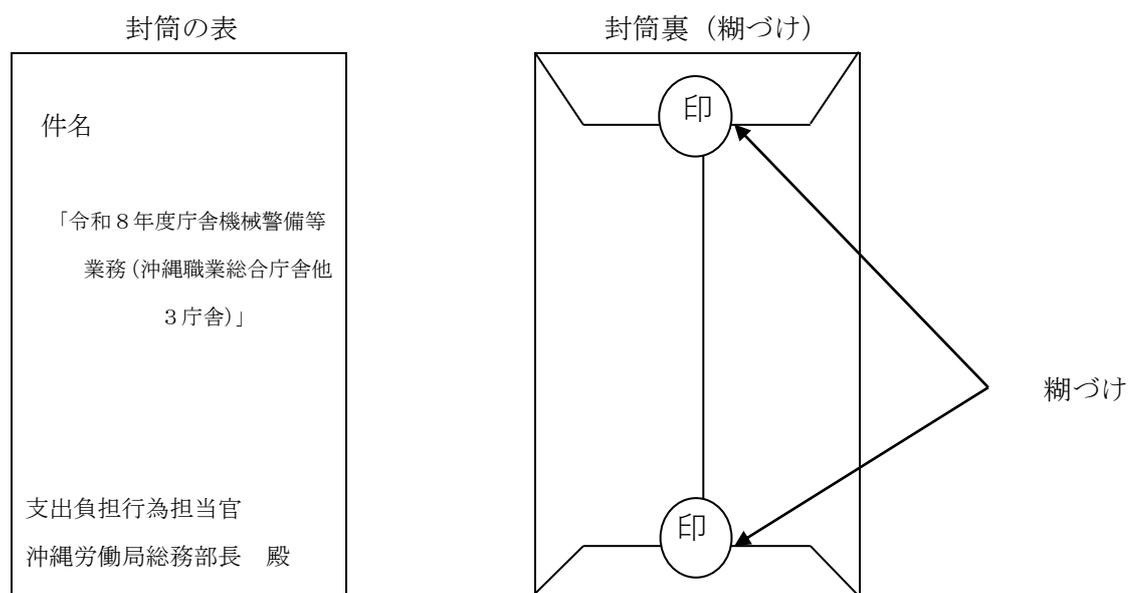
令和8年3月5日(木) 14:00

再入札の場合に、印鑑（代表者の場合は代表者印・代理人の場合は代理人の印）が必要。

再入札については、入札説明書の6. 開札（4）のとおりとする。

*入札にあたっては、下記のとおり記載した封筒により提出下さい。

封筒の糊付け位置には必ず「割印」を押印すること。



入札注意事項

入札にあたっては、下記の事項を熟読のうえ行なってください。

(入札心得)

1. 入札は、原則として本人が行なうこと。
2. 入札書及び委任状は、定められたものを使用すること。
3. 代理人が入札をしようとするときは、必ず委任状を提出すること。
4. 入札者の記名、押印、入札事項、日付等誤りがないよう確認すること。
5. 入札額の基となる入札内訳書について、積算誤り等ないように記入、作成すること。
6. 入札者は、入札書をいったん入札函に投入した後は開札の前後を問わず、引き換え・変更又は取消をすることはできないこと。

(入札の無効)

1. 競争に参加資格を有しない者が行った入札。
2. 委任状を持参しない代理人が行った入札。
3. 入札書の表記金額を訂正した入札。
4. 入札書の表記金額と入札内訳書の合計金額に相違がある入札。
5. 入札書の表記金額、氏名、印影または重要な文字が誤字し、不明瞭な入札。
6. 入札条件に違反した入札。
7. 談合その他不正の行為があった入札。

参考

予算決算及び会計令第七十条 第七十一条

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。※
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。※
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

※履行の遅延のみならず、計画・報告書の著しい遅延なども含みます

入札関係書類受領書

【メール送信票】

沖縄労働局 総務部 総務課 会計第一係 桃原 太一

(メールアドレス：toubaru-taichi@mhlw.go.jp)

入札件名	令和 8 年度庁舎機械警備等業務 (沖縄職業総合庁舎他 3 庁舎)	
参加入札方式 (いずれかに○)	電子入札	紙入札
受領日 (ダウンロード日)		
会社名		
担当者名		
担当者電話番号		
備考		

※ 入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合は、本票に記載の上、上記メールアドレスに必ず送信してください。

※ 本票は、急な仕様の変更等を行った場合に、担当者様にご連絡する際に使用します。

令和8年度庁舎機械警備等業務（沖縄職業総合庁舎他3庁舎）仕様書

1. 件名 令和8年度庁舎機械警備等業務（沖縄職業総合庁舎他3庁舎）

2. 警備目的

警備対象施設における火災、盗難を防止し、その他の不良行為を排除するとともに、施設物品の保全を図り、もってその業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

3. 警備対象施設（別紙1参照）

沖縄職業総合庁舎（那覇市おもろまち1-3-25）

沖縄労働総合庁舎（沖縄市住吉1-23-1）

名護公共職業安定所（名護市東江4-3-12）

宮古公共職業安定所（宮古島市平良字下里1020）

4. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5. 警備実施対象時間

平日（月曜日～金曜日）

17:15～翌日8:30まで

休日（土曜・日曜・祝日・年末年始の閉庁日）

8:30～翌日8:30まで

6. 警備責任時間

各警備対象施設から警報装置作動開始の信号を受けた時に始まり、各警備対象施設から警報装置作動解除の信号を受けたときに終わるまでのあいだの時間とする。

7. 警備方法

- (1) 警備対象施設に警報機器及びこれに付帯する一切の設備（以下「警報装置等」という）を取り付け、「防犯」監視、「防災」監視を間断なく実施すること。警備対象施設で発生した異常事態を基地局へ自動的に通報する機能を有するものであって、警備実施時間中において警報受信装置を監視できるものとする。

なお、平日22:00を過ぎても最終施錠（退庁）の確認ができない場合は、警備対象施設の庶務担当部署へ電話連絡を行い、状況確認を行うこと。電話連絡による確認ができない場合は、巡回警備を行い、状況を確認のうえ適宜必要な措置をとること。

- (2) 異常情報を受信したときは、直ちに緊急要員（警備対象施設の異常事態に備える者）を出動させ、異常事態の内容の確認を行うものとする。その結果、必要と認めるときは、関係機関に通報し、緊急出動を要請するとともに事態の拡大防止のため必要な処置をとるものとする。
- (3) 警備実施時間中に事故又は異常があった場合には、事故報告書を各現場庶務担当者あて提出すること。

また、上記7の(1)に基づき巡回警備を行った場合も同様に報告書を提出すること。

- (4) 警備実施に必要な鍵は預託するが、預託を受けた鍵は厳重な取り扱い及び保管をなすものとする。
- (5) 警報装置等作動開始時刻、作動解除時刻（入退庁の履歴確認）を記録し、電子データ又は紙媒体で提供できるものとする。

(6) 機器の設置又は撤去等により、やむを得ず機械警備方式によることができない期間については、人的警備等に替えることができることとする。

8. 警報装置等の保守点検

警報装置等の機能については、常に円滑に運用できるよう、受注者は適宜保守点検を行うものとし、点検の都度その状況を報告すること。なお、点検の結果、機器の補修、取り替え等があった場合には受注者の負担により行うこと。

9. 警備記録の提出

受注者は、毎月の機械警備業務完了後、警備開始・警備解除時刻等を記載した警備記録を翌月10日までに各警備対象施設の庶務担当者へ提出すること。ネット上で受託者の専用HPから特定のID、パスワードを入力して警備記録履歴を閲覧できる方法でも可。その場合、履歴情報を印刷できること及びデータをダウンロードできるものであること。警備対象施設ごとにID・パスワードを振り出すこと。

10. その他

- (1) 警報装置等の設置及び契約期間終了時の撤去に係る費用については、受注者の負担とすること。なお、入札時の入札内訳書において、必ず金額（警備料金、機器費用（機器設置・撤去工事・回線費用）、諸経費）を提示すること。
- (2) 警報装置等については、受注者の所有に属し、受注者がこれを設置し、契約開始日より正常な警備が開始できる体制を整備すること。ただし、契約期間開始までに警報装置等が設置できない場合は、設置完了まで人的警備を配置すること。
- (3) 業務の遂行に当たり知り得た情報については、厳に秘密を保持し、第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (4) 契約締結にあたっては、受注者が事前に警備対象施設を調査のうえ、警報機の種類、個数、設置場所等に係る「設置機器明細表」を作成し、発注者の同意を得ること。
- (5) 落札後、契約締結前までに「契約金額積算内訳書」を作成し、提出すること。
- (6) 再委託に係る要件については、別紙2のとおり。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、沖縄労働局と別途協議し決定するものとする。
- (8) 契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定が行われた場合、改定後の最低賃金額を下回っていることがないよう賃金台帳等の報告を求める場合があること。
- (9) 当該入札に係る現場確認については、別紙1「庁舎機械警備業務対象施設連絡先一覧表」の各所属あて連絡の上、実施すること。（沖縄職業総合庁舎においては那覇公共職業安定所 庶務課、沖縄労働総合庁舎においては沖縄公共職業安定所 庶務課へ連絡すること。）

再委託についての要件

第1 再委託について

- (1) 契約業者は、契約に係る事務又は委託業務の全部を第三者に委託することはできない。
- (2) 委託業者における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。
- (3) 契約業者は、一部を再委託する場合には、様式1により発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承諾を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りではない。
- (4) 契約業者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、発注者に対し、すべての責任を負うものとする。

第2 再委託先の変更

契約業者は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。

第3 履行体制

- (1) 契約業者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を発注者に提出しなければならない。
- (2) 落札者は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を発注者に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
 - ・受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
 - ・事業参加者の住所のみの変更の場合。
 - ・契約金額のみの変更の場合
- (3) 前項の場合において、発注者は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、契約業者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

※ 上記で記載した様式及び別紙については、契約書に添付することとし、契約締結後に交付する。